

東久留米市青少年健全育成基本方針

基本方針の趣旨

次代の社会を担う青少年が、心身ともに健やかでたくましく育ち、社会の一員として大きく成長することは私たち大人の願いであり、それを実現するための環境をつくりあげていくことは私たち大人の責務です。

今日、青少年を取り巻く状況は大きく変化しており、非行、薬物の乱用、携帯電話・スマートフォン・インターネットの利用によるトラブル、ひきこもり、不登校、いじめ、児童虐待など、様々な憂慮すべき問題があります。そのような状況の中で、青少年が普遍的な価値観（生命を尊重する心、自分や他人を思いやる心、正義感や倫理観など）や地域における連帯意識を育み、青少年自らが主体的に行動していく力を身につけるためには、家庭、地域、学校などで人間関係を含めた様々な経験を積み重ねていくことが大切です。

次代の社会を担う青少年が社会の一員として大きく成長するためには、大人一人ひとりが青少年を取り巻く状況を理解し、青少年を育成する担い手であることを認識する必要があります。そして、家庭、地域、学校、関係諸機関、団体がお互いに協力しあって青少年の健全育成を推進していかなければなりません。東久留米市では青少年を取り巻く状況を踏まえ、三つの重点目標を掲げて取り組みます。

重 点 目 標

- 1 心のかよう温かい家庭を築こう
- 2 青少年を地域で育てよう
- 3 健全な環境を構築し、守っていこう

平成 3 0 年 9 月

東久留米市青少年問題協議会

重点目標 1 心のかよう温かい家庭を築こう

家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、子どもは家族からの温かい愛情で生まれ、家族と生活する中で社会のルールを守るという規範意識や基本的な生活習慣、豊かな情操が培われます。

子どもの行動の第一義的な責任は、家庭とりわけ保護者にあります。子どもとのふれあいやしつけを放棄したり、他人や学校などに依存することなく、家庭でのコミュニケーションを充実させ、家庭が中心となって子どもを育みましょう。

◎行動目標

- 1 「おはよう」から始まる基本的な生活習慣を家族みんなで身につけよう。
- 2 思いやりや感謝の気持ちの大切さを伝えよう。
- 3 物事の善悪や社会のルールを教えよう。
- 4 家族みんなで一緒に過ごせる時間をつくろう。
- 5 家族みんなで携帯電話・スマートフォン・インターネットの利用などに関するルールをつくろう。

重点目標 2 青少年を地域で育てよう

地域は、青少年が社会の一員として成長するための大きな役割を持っています。家族以外の大人や、同年代又は異年齢の青少年と一緒に地域の行事やボランティア活動などに参加し、地域の様々な人達との交流する機会を通じて、一個人としての自覚が芽生え、家族以外の人との意思疎通を図ることで社会性や協調性を育むことができます。

また、家庭が地域とつながりを持つことは、人間関係の構築による孤立感の払拭と地域に住むことへの安心を得ることにつながります。

◎行動目標

- 1 家族で地域の行事やボランティア活動などに参加し、様々な人達と交流しよう。
- 2 地域の行事やボランティア活動などに参加しやすい雰囲気をつくろう。
- 3 地域での交流を通じて、大人も子どもも声をかけあおう。
- 4 支援が必要な子どもや家庭には手を差し伸べ、地域からの孤立を防ごう。
- 5 地域全体で、子どもたちの行動を見守ろう。

重点目標3 健全な環境を構築し、守っていこう

青少年を健全に育成するためには、健全な環境を構築し、守っていくことが大切です。大人一人ひとりが自覚を持って、青少年のお手本となるような行動を心がけることが、健全な環境につながります。なお、核家族化や少子化などの家庭環境の変化に伴い、身近に相談する相手がなく、一人で悩みを抱え、閉ざされた家庭の中で不安を抱きながら子育てをしている保護者を、地域で支えていくことも重要になってきています。

また、近年の青少年の非行状況に関しては、著しい低年齢化の傾向がみられるとともに、携帯電話・インターネット・一部のゲーム機などの普及により、出会い系サイトにおけるトラブル、違法薬物や危険ドラッグの販売、児童ポルノや特殊詐欺などの犯罪、自殺サイト、ネットゲーム中毒、メール依存、ネットいじめ、自画撮り被害など多くの問題が指摘されています。青少年がそれらの問題に巻き込まれることがないように、相談できる体制を地域ぐるみで整え、青少年が被害に遭わない環境を構築し、守っていきましょう。

◎行動目標

- 1 大人が青少年の良き手本となろう。
- 2 大人一人ひとりが地域のことを知り、危険個所や有害図書などがいない健全な環境を構築し、守っていこう。
- 3 地域や学校で、青少年が犯罪から身を守る術を教えていこう。
- 4 青少年が犯罪などに巻き込まれないように、講演会や勉強会などを通じて、青少年や犯罪に関する知識を広めよう。
- 5 青少年や保護者が気軽に悩みを相談できる環境を整えよう。

東久留米市青少年問題協議会会長
並 木 克 巳